

民衆風に自立日本国を創始する

令和日本国憲法案

<http://www.jomaea.join-us.jp/kenpo.pdf>

令和六年九月吉日

超近代開拓会 山田 学まなぶ ©

arigatou@image.ocn.ne.jp

※やまことばの発声を、重んじたく、
旧かなづかひを、させていただきます。
送りがなも、伝統のものトさせていた
だきます。

前文【大観】歴史を大観してこそ、閉塞打開の道は、ある。

『日本書紀』・『古事記』・聖徳太子の十七条憲法・五箇条の御誓文などと大日本帝国憲法・日本国憲法の伝統をもつ日本国民は、日本国の歴史の本質を踏へつつ、今の国際情勢および国内情勢に合せ、令和日本国憲法を、制定する。日本文明への国策でもある。

この数千年間、人間社会史の水面下にて、金銀財宝の移転などにより、諸民族発展の均衡などが、調整されてきた。日本民族の皇統は、このご活動に、深く関与してこられた。この事実をなるべく公開してゆくとともに、これからの諸民族の自立と協同のため、日本民族の皇統には、引き続き、ご活躍をいただく。そのお立場から、日本国政治へも、ご勧告をいただく。

日本国としてではなく、日本民族としての外交儀礼は、天皇および皇族に、ご担当をいただく。

第一章 自立と意識

第一条【自立】今の日本国は、自国の統治、すなはち外交・通商貿易・金融政策・軍事・治安警察について、その多くの部分を、アメリカ合衆国に、依存してゐる。

日本国は、自国の統治を、無理なく、無駄なく、自立させ、強化してゆく。そのためにも、日本国の行政、すなはち統治以外の政治を、地方分権化してゆく。また、行政のうち、民営化できる活動は、民営化してゆく。

第二条【均衡】日本国による外政、すなはち外交・通商貿易・軍事は、諸国家の均衡の実現を、目的とする。

人民の自由を抑圧しつつ、特定国家が、すべての他国家を軍事制覇しようとした、かつてのナチズムなどを、自国についても、他国についても、拒絶する。

第三条【歴史と誇り】『日本書紀』『古事記』『万葉集』などに込められた、先人らの日本国自立の想ひを、深く理解してゆく。とともに、それらの記述の背後にある、縄文・弥生時代からの史実も、なるべく実証的に追究してゆく。

ある意味、今の自然科学よりもひろく深く、自然とくに水流に慣れ親しみた、縄文・弥生の先人からの、野性を復興する。

日本列島史・日本民族史・日本国史の現象と本質を、なるべく実証的に追究する。人間社会史における、これからの日本国の、国際平和への重要な役割を、誇りとともに自覚する。

第四条【意識】日本国民の学者・官僚・軍人・政治家・報道人・経営者・教師・父母などの全体において、日本国統治の意識と能力を高めてゆく。どんな選挙制度や国家制度があつても、それを運営する人間の統治能力ないし政治能力が高くなければ、制度がまともに機能しないからである。

とくに、統治、すなはち外交・通商貿易・金融政策・軍事・治安警察の基礎たる、情報戦の能力を重視する。なるべく優れた専門家を多く育成し、適正に組織する。

日本国債の残高を減す、金融政策とくに通貨政策を導入する。

今の欧米信奉の研究と教育に、限界はないかと、反省する。学問の世界史を尊重する、とともに、民衆の生活や生産の現場感性により、学問を修正しつづける。

第二章 国民国家へ

第五条【国民国家へ】日本民族は本音において、より身近な小集団を優先し、より大きな組織、とくに国家については、みづからに有利なやう、建前としてまつりあげる、といふ慣習も遺つてゐる。これは実は、西欧民族が主導した、近代国民国家とは、異質の組織観である。が、先進諸国家の強さへの対抗上、日本国もなるべく、国民国家に接近する。国民国家は、平時における、自由と権利推進であり、有事における、国防への参画義務である。

第六条【日本国民】日本国民たる、すなはち日本国籍をもつ要件は、法律に定める。すべての日本国民は、法のもとに平等である。

第七条【家族と家庭】日本民族に伝統の家族観も尊重しつつ、家庭をあらためて、私的協会として創造する。家族といふ血縁のみでなく、家庭として、現代社会にて流動する、地縁や通信縁も活す。家庭を、恋愛と出産と保育と教育といふ、特殊な労働、それと、生活の休養面、これらのための、協会とする。この伝統と創造に合せ、法律を整備してゆく。日本社会の子や孫らへ希望を与へられるやう努める。

第八条【生命と財産】何人も、みづからの生命と財産を守ることが、妨げられない。よつて、他人が、他人みづからの生命と財産を守ることを、自分から妨げぬやう、配慮しあふ。このことは、以下に述べる、すべての自由と権利についても、同様である。

第九条【物質自由】何人も、次の物質面の自由が、ある。

居住と移転の自由。外国に移住し、また日本国籍を離脱する自由。

職業選択の自由。みづからに与へられた条件のもとに、商業その他の営業をする自由。

第一〇条【生活と幸福】何人も、健康で文化的な最低限度の生活を営み、幸福を追求する権利を有する。

第一一条【非奴隷】何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。また、犯罪による処罰の場合を除き、その意に反する苦役に服させられない。

第十二条【財産権】財産権は、これを保障する。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律にて定める。

私有財産は、正当な補償のもとに、これを公共のために用ゐることができる。

知的財産権は、法律の定めるところにより保護される。

第十三条【精神自由】何人も、現実の世界についての認識を、ひろめ深めることに、努める。他人を、みだりに、ののしりあつたり、いぢめあつたりせぬやう、努める。

何人も、次の精神面の自由が、ある。

学問と思想や良心と信教の自由。

表現と出版や集会と結社の自由。

私生活について監視されたり公開されたりすることを拒む自由。

第十四条【犯罪被害者】犯罪行為による被害者またはその遺族は、法律の定めるところにより、国の救済を受けることができる。

第十五条【栄典】栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、または将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第一六条【教育】すべての日本国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じ

て、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべての日本国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に、普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、無償とする。

第一七条【勤労】すべての日本国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律にて定める。児童を、酷使してはならない。

勤労者の団結する権利および団体交渉その他の団体行動をする権利を、保障する。

第一八条【納税】何人も、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第一九条【国防参画】日本国民は、日本国の有事において、国防への参画義務がある。有事にて、それぞれの能力なりに、どう参画できるか、平時から準備する。

第二〇条【他国籍居住者】日本国籍をもたぬ日本国内居住者の、権利と義務については、日本民族の伝統と創造に配慮しつつ、法律に定める。

第三章 三権分立と民主

第二一条【三権分立】日本国は三権分立制である。法律を決定する立法権。既成の法律を執行する執行権。既成の法律にもとづき違法行為を監察し処罰する司法権。立法権・執行権・司法権を国会・内閣・裁判所などの独立機関が適正に分掌する。法律の抽象性を具体化するため、執行権は政令などにおいて執行的適用をなし、司法権は判決において司法的確定をなす。法律を決定する立法権が三権の基礎であり、日々執行する執行権が国家活動を統一する三権の中心であり、法治国家として三権担当者をも監察・処罰の対象とする司法権が三権の最終権威である。

第二二条【民主】日本国は、国家規範の運動形式たる、立法・執行・司法に、日本国民が、法律に定められた方法にて参画できる、民主制である。

第二三条【最高品質最低費用】日本国は、国家活動の最高品質最低費用を、追求する。また、日本国政治が、三権担当者や関連業界者などの私益優先とならぬやう、日本国民による監視制度も強める。

第二四条【活動内容】国家活動の内容には、民営化困難なものから、民営化も可能なものへの順にて、次がある。統治である、軍事・外交・治安警察・通商貿易・金融政策。行政である、行政警察・財政政策・公共土木事業・国有化政策・労働政策・年金

・各種保険・生活保護・養生(恋愛・出産・保育・教育・保健・看護・医療)支援。

第四章 立法

第二五条【統治院と行政院】国会が、立法権の中心を担当する。

日本国統治の自立強化のため、参議院を統治院と改称する。衆議院を行政院と改称すると、統治院議員と、行政院議員は、令和時代において、魅力ある日本国創造は可能であると、めざめた日本国民が中心となり、普通選挙により選出される。統治院議員の任期は六年、三年ごとに半数改選。行政院議員の任期は四年。政治家が選挙屋に終始せぬやう、国会解散はなくす。統治院議員・行政院議員の選挙権・被選挙権・議員定数・選挙のあり方については、法律に定める。

統治院は統治活動についての審議を優先し、行政院は行政活動についての審議を優先する。

第二六条【出席と可決】両院は、それぞれその総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

両院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第二七条【公開と記録】両院の会議は、公開とする。ただし、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くこともできる。

両院は、それぞれその会議の記録を保存し、秘密会の記録のなかでとくに秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、かつ一般に頒布しなければならない。

出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第二八条【院内規則】両院は、それぞれその議長その他の役員を選任する。

両院は、それぞれその会議その他の手続きおよび内部の規律に関する規則を定め、また、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第二九条【常会と臨時会】国会の常会は、毎年一回これを召集する。

内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第三〇条【法律成立】法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両院にて可決したとき法律となる。

行政院にて可決し、統治院にてこれと異つた議決をした法律案は、行政院にて出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

前項の規定は、法律の定めるところにより、行政院が、両院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

統治院が、行政院の可決した法律案を受け取つたのち、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、行政院は、統治院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第三十一条【予算成立】 予算は、さきに行政院に提出しなければならない。

予算について、統治院にて行政院と異つた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両院の協議会を開いても意見が一致しないとき、または統治院が、行政院の可決した予算を受け取つたのち、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、行政院の議決を国会の議決とする。

第三十二条【条約承認】 条約の締結に必要な国会の承認議事は、さきに統治院に提出しなければならない。

前項の議事について、行政院にて統治院と異つた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両院の協議会を開いても意見が一致しないとき、または行政院が、統治院の議決を受け取つたのち、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、統治院の議決を国会の議決とする。

第三十三条【内閣出席】 内閣総理大臣その他の國務大臣は、両院のひとつに議席を有すると有しないにかかはらず、いつでも議案について発言するため国会に出席することができる。また、答弁または説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第三十四条【国政調査】 両院は、それぞれ既成法律の執行活動に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭および証言ならびに記録の提出を要求することができる。

第三十五条【議員】 何人も、同時に両院の議員たることはできない。

両院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

両院の議員は、院にて行つた演説、討論または表決について、院外にて責任を問はれない。

両院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第五章 執行

第三六条【内閣】内閣総理大臣が、執行権の中心を担当する。

内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣およびその他の國務大臣にてこれを組織する。

内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。

第三七条【内閣総理大臣】内閣総理大臣は、統治院議員と行政院議員を合計し、議員が属する比較多数党を確認し、その党首がそのまま就任する。内閣総理大臣すなはち比較多数党党首は、国会議員である必要はない。選挙民が内閣総理大臣就任者を安定して予想しうるやう、これにともなふ細則を、法律および各政党内規則に定める。

第三八条【内閣組織】内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。ただし、その過半数は、国会議員のなかから選ばなければならない。

内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第三九条【交替と改造】国会による内閣に対する不信任決議案・信任決議案・問責決議案の提出は、廃止する。

比較多数党および内閣総理大臣は、日本国民の世論による、内閣総理大臣交替あるいは内閣改造への勧告を、尊重する。

第四〇条【内閣任務】内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務および外交関係について国会に報告し、ならびに執行機関各部を指揮監督する。

内閣は、条約を締結する。ただし、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

内閣は、予算を作成して国会に提出する。

法律および政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第四一条【國務大臣】國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。ただし、これがため、訴追の権利は、害されない。

第四二条【緊急政令】日本国統治において、日本国および日本国民の利害にかかはるが、既成法律にて判断できぬ、緊急情勢が発生した場合、内閣総理大臣は、最高に賢明なる情勢判断のもと、国会審議を俟たず、緊急政令を発し、執行命令できる。ただし、日本国および日本国民の利害に反し、外国ないし外国企業ないし国際組織の利害に協力する内容において、緊急政令を発することはできない。緊急政令を発した結

果について、事後、統治院が批評決議する。

第四三条【軍事と治安】自衛隊を日本国軍と改称する。日本国軍において、軍事技術は、時流の最高品質最低費用となるべく国産を、追求する。すなはち、内外軍事産業の利益のみを主目的とする、軍備および軍事活動は、否定する。諸国家から日本国への、軍事攻撃意図を縮小させる、外交・軍事同盟・通商貿易および軍備を、優先する。実際に軍事行為が必要な場合も、最少限の破壊と殺傷にて、目的を果す。日本国民の国防への参画義務を、調和的に組織する。

とともに、世界の諸個人諸集団によるテロ攻撃意図を縮小させる、外交・軍備・通商貿易・治安警察・金融政策・行政警察を、優先する。

第四四条【仕へる】工業社会から商業社会への移行にともなひ、官僚と軍人も、いはば日本国民といふ顧客に仕へる意識を、高めてゆく。

第四五条【国家賠償】何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国または公共団体に、その賠償を求めることができる。

第六章 地方分権へ

第四六条【再編】統治と行政といふ、国家活動の内容の、中央と地方への展開において、あらゆる方面からの調和を図るべく、中央と地方の国家機関を、適正に再編してゆく。

日本国の統治領域における、統治区域ないし行政区画を、日本社会の生産発達や認識表現発達を阻害せず、推進するものに、改定してゆく。たとへば、明治維新時に必要であつた、都道府県といふ区画のままでもよい。

第四七条【地方文化】各地方の縄文時代からの伝統をふりかへる。これからの社会の生産発達や認識表現発達の傾向にも合せつつ、各地方文化を創造しつづける。方言も尊重する。

第四八条【地方分権へ】日本国行政の地方分権化と一部行政の民営化に合せ、各地方自治体内の立法・執行・司法が機動的となるやう、改善してゆく。地方自治体は、日本国の既成法律に反する条例を制定できないが、各地方の自由度が増すやう、既成法律の改定も考慮する。

第四九条【特別法】ひとつの地方自治体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、

国会は、これを制定することができない。

第七章 財政

第五〇条【財政と国会】 国の財政を処理する権限は、国会の議決にもとづいて、これを行わなければならない。

あらたに租税を課し、または現行の租税を変更するには、法律または法律の定める条件によることを必要とする。

国費を支出し、または国が債務を負担するには、国会の議決にもとづくことを必要とする。

第五一条【内閣と予算】 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

予見しがたい予算の不足に充て^おてるため、国会の議決にもとづいて予備費を設け、内閣の責任にてこれを支出することができる。

すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第五二条【支出制限】 公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない。

第五三条【決算】 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

会計検査院の報告を受け、統治院は、予算以下の支出による政治目的達成の称賛と、中長期予算案への要請を、決議する。

会計検査院の組織および権限は、法律にて定める。

第五四条【財政報告】 内閣は、国会および国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

一般会計と特別会計を総合し、複式簿記にて、国民によりわかりやすい報告となるやう、努める。

第八章 司法

第五五条【裁判所】 最高裁判所および法律の定めるところにより設置する下級裁判所が、司法権の中心を担当する。

すべて裁判官は、その良心に従ひ、独立してその職権を行ひ、この憲法および法律

にのみ拘束される。

第五六条【裁判所規則】 最高裁判所は、訴訟に関する手続き、弁護士、裁判所の内部規律および司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第五七条【裁判官】 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、執行機関がこれを行ふことはできない。

第五八条【最高裁判所】 最高裁判所は、その長たる裁判官および法律の定める員数のその他の裁判官にてこれを構成し、これらの裁判官は、内閣にて任命する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後をはじめて行はれる行政院議員総選挙の際、国民の審査に付し、そののち十年を経過したのちはじめて行はれる行政院議員総選挙の際、さらに審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

審査に関する事項は、法律にて定める。

最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達したときに退官する。

最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。

第五九条【下級裁判所】 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣にてこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。ただし、法律の定める年齢に達したときには退官する。

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。

第六〇条【憲法判断】 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第六一条【公開原則】 裁判の対審および判決は、公開法廷にて行ふ。

裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるとした場合には、対審は、公開しないで行ふことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪、またはこの憲法にて保障する日本国民などの自由と権利が問題となつてゐる事件の対審は、常に公開しなければならない。

第六二条【弾劾裁判所】国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両院の議員にて組織する弾劾裁判所を設ける。弾劾に関する事項は、法律にて定める。

第六三条【罪刑法定】何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪はれ、またはその他の刑罰を科せられない。

第六四条【裁判請求権】何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第六五条【令状】何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、かつ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

何人も、その住居、書類および所持品について、侵入、搜索および押収を受けることのない権利は、前項の場合を除いては、正当な理由にもとづいて発せられ、かつ搜索する場所および押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

搜索または押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第六六条【抑留拘禁】何人も、理由を直ちに告げられ、かつ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留または拘禁されない。また、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人およびその弁護人の出席する公開の法廷にて示されなければならない。

何人も、抑留または拘禁されたのち、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第六七条【拷問など禁止】公務員による拷問および残虐な刑罰は、これを禁ずる。

第六八条【刑事被告人】すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、また、公費にて自己のために強制的手続きにより証人を求める権利を有する。

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人がみづからこれを依頼することができないときは、国がこれを付す。

第六九条【供述と自白】何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

強制、拷問もしくは脅迫による自白または不当に長く抑留もしくは拘禁されたのちの自白は、これを証拠とすることができない。

何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされない、または刑罰を科せられない。

第七〇条【遡及など禁止】何人も、実行のときに適法であつた行為またはすでに無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。また、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第七一条【大赦など】内閣は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除および復権を決定する。

第九章 最高法規と改定

第七二条【最高法規】この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令および国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約および確立された国際法規は、日本国外政、すなはち外交・通商貿易・軍事の方針のもとに、尊重する。

国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第七三条【改定】この憲法の改定は、国会両院の総議員の五分の三以上の賛成にて、可決する。国民投票は必要ないが、国民の世論による、その改定への勧告を、尊重する。

憲法改定について前項の可決を経たときは、内閣総理大臣は、国民の名にて、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

【文献】

令和日本国憲法案を起草するにあたり、その真剣なる実行のため、残念ながら、今の学界の主流でございませませんが、以下の文献を中心に、学ばせていただきました。ただし、憲法案起草に関し、これらの著者に、一切の責任はございません。

日本社会が将来において、人間社会の歴史に誇るべき、珠玉の国家論体系。

滝村隆一『国家論大綱 第一巻 上』(勁草書房2003)

<https://www.honyaclub.com/shop/g/g11852558>

滝村隆一『国家論大綱 第一巻 下』(同2003)

<https://www.honyaclub.com/shop/g/g11869891>

滝村隆一『国家論大綱 第二巻』(同2014)

<https://www.honyaclub.com/shop/g/g16691754>

滝村隆一『ニッポン政治の解体学』（時事通信社1996）

<https://www.honyaclub.com/shop/g/1169680>

人間社会史の水底下における、日本民族の皇統のご活躍について。

落合莞爾『京都皇統の解禁秘史天皇とワンワールド』国際秘密勢力（成甲書房2015）

<https://www.honyaclub.com/shop/g/17387170>

落合莞爾『天皇と黄金ファンダ古代から現代に続く日本國體の根本』（成甲書房2016）

<https://www.honyaclub.com/shop/g/17845316>

落合莞爾『天皇皇統になりましたユダヤ十支族「天皇渡来人説」を全面否定する』（成甲書房2016）

<https://www.honyaclub.com/shop/g/18372406>

世界経済についての予想。

吉田繁治『金利と通貨の大転換2025年、ドル切り下げで日米欧が連鎖破産する』（ビジネス社2023）

ネス社2023）

<https://www.honyaclub.com/shop/g/20877457>

新聞社提出の日本国憲法解説。（たたき台として）

東京新聞政治部編『読むための日本国憲法』（文春文庫2014）

<https://www.honyaclub.com/shop/g/16125618>

【令和日本国憲法案の解説】

昭和二十年八月十五日を、人間社会から戦争を終らせる祈りを、開始した日であると、みなさせていただきます。

日本国は、この数千年間の、諸国家の攻防の時代を、終末へと推進する、特殊な国家です。

日本民族の皇族は、日本国が護り協力^{まも}させていただき、特別な親族です。諸国家の攻防の時代を、終末へと推進するため、日本国ないし諸国家の国家機関とは別のお立場から、ご協力をいただきます。日本国としての権力ではなく、日本民族としての権威です。皇室典範は、日本国の法律から、皇族内の親族規範へと、お返しいたします。皇室財産は、日本国の管理から、皇族の管理へと、お返しいたします。

【文献】欄の滝村隆一『国家論大綱』にしたがひ、〈行政〉といふ用語を、今までの「行政」とはまったく別の意味にて用ゐます。今までの「行政」の代りに、〈執行〉といふ用語を用ゐます。

国家活動の内容を、〈統治〉と〈行政〉に分類します。条文にてくりかへし述べたやう、外交・通商貿易・金融政策・軍事・治安警察といふ、国家活動の根幹を〈統治〉と呼び、それ以外の国家活動を〈行政〉と呼びます。

一方、国家規範の運動形式を、〈立法〉と〈執行〉と〈司法〉に分類します。その規定は、第二一条の三権分立制のところにて、述べました。すなはち、今までの「行

政」の代りに、〈執行〉と呼びます。

米国も、中国も、経済や政治の大きな変動が、遠くないと予想される、今であるからこそ、この令和日本国憲法案への憲法改定は、まさに急務であると、考へます。

第四条に述べた、「日本国債の残高を減す、金融政策とくに通貨政策」については、日米欧に共通の方向性として、【文献】欄の吉田繁治『金利と通貨の大転換』を参照のこと。

まさに民衆のひとりである山田学は、たまたま、今の学界とは別の、在野でありながら、さまざまなことを大観できる学びの機会に、とても恵まれました。(ある意味、オタク)ので、さういふ特異の立場からの、分業ないしご恩返しとしてこそ、令和日本国憲法案も、起草いたしてみました。

憲法も、本音の実用文たるべし。今までの形式にとらはれず、必要と思はれる内容を、簡潔にしかしわかりやすく書いてみました。たとへば、「基本的人権」といふ語そのものは用ゐぬが、歴史的にその意味するところを、よりわかりやすく書いてみた。(第八条など)

山田学は、諸国家の攻防の時代を、終末へと推進する、〈超近代開拓運動〉に仕へる者です。が、諸国家の現状に合せ、民衆風に自立日本国を創始することも、喫緊最重要の、応用問題です。憲法案起草いたしたゆゑんです。

〈超近代開拓運動〉については、次をご検討いただけますでしょうか。

〈はるかな健康平和への祈り〉

ひとりひとり迷ひの近代から脱出する提案

表紙 http://www.jomaca.join-us.jp/inori_fine.pdf



本文 (7枚) <http://www.jomaca.join-us.jp/inori.pdf>



山田学 まなぶ 一九五六年三月名古屋生れ。一九八一年東京大学工学部計数工学科退学。さまざまに生活費を得つつ、在野の学者を志す。(とくに、人間とコンピュータの関係について。)一九九二年より実父の次世代生命技術を継承。JOMON(縄文)あかでみいサイト <http://www.jomaca.join-us.jp/R2.htm> 運営。